平成２３年（フ）第５２１号
神奈川県小田原市下堀97番地の１ペアタウンＡ103
債務者　小林美智子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６４号
静岡県御殿場市保土沢24番地の１　パストラルコート・Ｓ－Ａ101
債務者　石田亜希子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
静岡県沼津市西沢田432番地　佐藤マンション303
債務者　鈴木みや子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
静岡県浜松市南区堤町183番地　佐伯洋一方
債務者　番場　良治
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０４９号
名古屋市西区大野木４丁目378番地　リ・プラス77―208号
債務者　植中　美賀（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０７２号
名古屋市中川区十番町１丁目293番地の１憩荘202号
債務者　宇佐見　勝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８７号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地20棟104号
債務者　飯田　正樹
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７号
愛知県江南市木賀町定和377番地　木賀第２杉本ビル403号
債務者　大城　太律
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２５３１号
東京都稲城市押立1213―１―102
債務者　重松　英伸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０１７号
東京都新宿区下落合１―16―15　高橋方、住民票上の住所東京都新宿区下落合３丁目５―７―202
債務者　眞田　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０３７号
東京都練馬区平和台３丁目15―２―202
債務者　東　みやこ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０６４号
東京都練馬区平和台２丁目16―10―203
債務者　諸岡　久美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１３号
東京都台東区千束３丁目30―１―201
債務者　高野　秀行
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１４号
東京都葛飾区水元５丁目２―16―２
債務者　平沢　宝基
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１６５号
東京都中央区築地７丁目18―28―1033
債務者　吉房咲都子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１６６号
東京都台東区上野公園17―９　しのばず荘
債務者　中原　真吾
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７１号
東京都目黒区中根１丁目10―13―205
債務者　畦間　幸男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部